

さっぽろ建設産業活性化推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、さっぽろ建設産業活性化推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 さっぽろ建設産業活性化プラン（以下「活性化プラン」という。）に掲げた担い手確保、働き方改革、生産性向上等の各施策を推進するにあたり、担い手不足等の状況や建設産業を取り巻く情勢などを的確に捉え、建設業界と札幌市が連携して効果的な取組を推進することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は次の事項について意見交換等を行うものとする。

- 活性化プランに掲げた各施策に係る取組の推進や進行管理に関すること
- 担い手不足等の状況や建設産業を取り巻く情勢などの情報交換に関すること
- その他、建設産業に関すること

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 建設業界団体については、各団体において選任した者をもって充てる。
- 3 構成員が会議に出席できないときは、代理者を会議に出席させることができる。
- 4 次条に規定する代表が必要と認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(代表等)

第5条 協議会の代表は、札幌市建設局長の職にある者をもって宛て、運営を統括する。

- 2 代表に事故があるときは、札幌市建設局土木部長が、その職務を代行する。
- 3 協議会の事務局は、札幌市建設局土木部業務課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は代表が定める。

附則

この規約は、令和2年8月27日から施行する。

さっぽろ建設産業活性化推進協議会 構成員

分野	構成員・構成団体等
有識者	北海道大学公共政策学連携研究部 兼 工学研究院 北方圏環境政策工学部門 教授 高野 伸栄
建設業界団体 (19 団体)	(一社)札幌建設業協会 札幌部会
	札幌市土木事業協会
	(一社)札幌中小建設業協会
	(一社)北海道舗装事業協会
	札幌舗会
	札幌市除雪事業協会
	札幌塗装工業協同組合
	(一社)北海道造園緑化建設業協会 札幌支部
	(一社)札幌電設業協会
	(一社)札幌空調衛生工事業協会
	札幌市管工事業協同組合
	札幌管和会
	札幌環境維持管理協会
	札幌建具工業協同組合
	(一社)建設コンサルタント協会 北海道支部
	札幌市設計同友会
	札幌市測友会
	(一社)北海道設備設計事務所協会
	(一社)北海道建築士事務所協会 札幌支部
札幌市 (12 名)	建設局長
	建設局 土木部長
	建設局 道路工事担当部長
	建設局 維持担当部長
	建設局 雪対策室長
	建設局 みどりの推進部長
	財政局 管財部長
	財政局 工事管理室長
	下水道河川局 管路担当部長
	都市局 建築部長
	都市局 設備担当部長
	水道局 給水部長

合計 32名